

長田区地域交流センターお試し利用事業募集要領

1. 概要

2026 年度から「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」という新たな役割を得た地域交流センター（以下「センター」という。）の周知と利活用を促進するため、これまでセンターを借りたことがない方に試行的にセンターを利用していただきます。

2. センターのお試し利用

- (1) 本制度により試行的にセンターを利用することができます。

なお、優先的に利用できるセンターは次のとおりです。

重池地域交流センター 住所：長田区重池町 2 丁目 3－5

大日丘地域交流センター 住所：長田区大日丘町 3 丁目 8－10

会陽地域交流センター 住所：長田区六番町 2 丁目 7－1

真野地域交流センター 住所：長田区東尻池町 6 丁目 3－1 9

- (2) その他のセンターの利用を希望する場合は、利用希望日及び利用目的・内容等を確認のうえ利用調整を行います。

- (3) ただし、予算の執行状況により本制度を利用できないことがあります。

3. 対象となる利用方法

次の全てに当てはまる利用

- (1) 継続性の見込まれる利用

例えば、マンション管理組合の会合、サークル活動など定例的に行われるもの

- (2) 本要領及び神戸市立地域交流センター条例、神戸市立地域交流センター条例施行規則、各神戸市立地域交流センター利用規程に反しない利用に限ります。

例えば、

- ・ 公序良俗を害するおそれがあるとき、施設を損傷させるおそれがあるとき、営利を目的とする場合などは利用できません。
- ・ 館内での火気使用、騒音・暴力などの迷惑行為、喫煙や飲酒、飲食（給食会など飲食が活動目的のものを除く。）、無許可の広告掲出や物品販売は禁止です。
- ・ 宗教の布教・儀式、特定の公職候補者や政党を推薦・支持・反対することを目的とする活動は行えません。

4. 利用申込できる方

次の全てに当てはまる方

- (1) センターを借りたことが無い、グループ、団体、事業者

なお、当該センターを利用したことがある場合でも、利用内容が異なる場合は申込可能

- (2) ただし、高校生以下の利用にあたっては保護者等の同行ができること

5. センター内の利用可能施設 各センターの利用規程を参照ください。

6. 利用可能な備品 長机、椅子等。調理室の食器類は使用できません。
※センターによって利用できる備品が異なるため末尾メールにてお問い合わせください。

7. センターの利用可能時間

9時～21時までのあいだで、次の利用区分に応じて利用。

午前（9時～12時）、午後（13時～16時）、夜間（17時～21時の内2時間単位）

- ・準備、片付け等についても、利用申込した時間内で行ってください。
- ・詳細は、各センター利用規程を参照ください。

8. 利用回数 最大3日間（1回の申込みで1日分。最大3回申込みます。）

9. 費用

- （1）本制度によるセンター利用に係る利用料金は不要です。
- （2）（1）以外でセンター利用により発生する費用は、利用者の負担となります。

10. 申込方法

- （1）利用を希望する日のひと月前の前日までに、お試し利用事業申込書（様式1）に必要な書類※を合わせて、末尾に記載のメールアドレス宛に提出してください。
- （2）メールの件名は、『地域交流センターお試し利用申込』としてください。

※必要な書類…申込者の活動実績等がわかる書類（所定の様式無し）

- ・お試し利用事業申込書への記載内容以外に無い場合は、この資料は不要です。

11. 申込期間

2026年8月14日（金）から2027年2月19日（金）まで随時募集

ただし、センターの利用可能日は、2027年3月20日（土）までです。

12. 利用の承認又は不承認

利用申込メール受信後、申込書内容及びセンターの状況を確認のうえ、原則10営業日以内に承認又は不承認を通知いたします。

ただし、センターの予約開始日が利用日のひと月前であるため、承認については、センターの予約開始日以降の通知となります。

13. キャンセル及び変更

利用承認後のキャンセル又は内容の変更がある場合は、事前に地域協働課に相談のうえ、改

めてお試し利用事業申込書（様式1）にて変更内容を申請ください。

14. 利用後の手続き

お試し利用終了後に、利用後アンケート（利用時にお渡しします。）を提出ください。

アンケート内容については、長田区地域協働課及びセンター指定管理者で共有し、今後の参考にさせていただきます。

15. 利用にあたってセンター指定管理者との調整

実際の利用にあたっては、センターの指定管理者の指示に従うこと。

16. 注意事項

- （1）センターの利用状況等により、希望する日時、施設の利用ができない場合があります。
- （2）センター利用者の責めに帰すべき理由により施設や施設の附属物を汚損等した場合は、長田区地域協働課に報告するとともに、利用者の責任において賠償等を行っていただきます。
- （3）センターの利用後は、整理整頓清掃し現状回復を行い、発生したごみは各自お持ち帰りください。
- （4）センター利用中に、区役所職員や指定管理者が立ち会わせていただくことがあります。
- （5）お試し利用期間終了後に、同センターの利用を希望する場合は通常の方法に従って改めて、指定管理者に対して使用申請を行ってください。
- （6）本要領のお試し利用においては、本要領が神戸市立地域交流センター条例、神戸市立地域交流センター条例施行規則及び各神戸市立地域交流センター利用規程に優先します。
- （7）個人情報保護法に基づき、取得した個人情報は、センターの利用に関すること以外には使用いたしません。
- （8）本制度に関する質問等については、長田区地域協働課活動支援担当（末尾に記載のメールアドレス）宛にご連絡ください。

※お問い合わせメールの件名は、「地域交流センターお試し利用問合せ」としてください。

【お問い合わせ・申し込み】

長田区役所 地域協働課活動支援担当

メールアドレス：[nagata-katsudo\(at\)city.kobe.lg.jp](mailto:nagata-katsudo(at)city.kobe.lg.jp)

※メールアドレスの(at)を「@」に変更してください。